

第 3 0 号議案

中野区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 2 月 1 0 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

区の窓口を設置された多機能端末機による証明書の交付の申請について規定を整備するとともに、外国人住民に係る印鑑の登録の要件を改める必要がある。

中野区印鑑条例の一部を改正する条例

中野区印鑑条例（昭和50年中野区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「及び第2号」及び「非漢字圏の外国人住民が」を削り、「記録されている」を「氏名の片仮名表記が記録されている者が当該」に改める。

第8条第7号中「非漢字圏の外国人住民が」を削り、「記録されている」を「氏名の片仮名表記が記録されている者が当該」に改める。

第18条第3項中「民間事業者が設置する」を削り、「及び印鑑登録証明書」を「、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書又は納税証明書」に、「交付する」を「交付し、又はその交付を申請する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。